



## 日ごろから健康づくりに心掛けましょう 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、加入している皆さんが国民健康保険税(国保税)を出し合い、必要な医療費に充てる相互助け合いの制度です。

### ■問い合わせ

国保税に関すること 税務課市民税係 ☎(21)0214  
 医療費に関すること 保険課健康保険係 ☎(21)0258  
 国保の加入・脱退に関すること 市民課戸籍住民係 ☎(21)0252

・医療保険分および後期高齢者支援金分  
 0歳から74歳が対象。75歳になる場合は、誕生月の前月までを月割りで計算します。  
 ・介護保険分  
 40歳から64歳が対象。40歳になる場合は誕生月から、65歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算します。

税額の計算は世帯ごとです  
 国保税の税額は、世帯の加入者についてそれぞれの「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で、世帯ごとに計算して、納税義務者である世帯主に課税されます。年度の途中で加入者数の異動があった場合は、月割りの計算になります。  
**〔所得割〕**  
 加入者ごとに平成25年中の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を引いたものに税率を乗じて算出  
**〔均等割〕**  
 加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出  
**〔平等割〕**  
 1世帯当たりの年額

平成26年度 国民健康保険税率等

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	8.5%	8.7%	2.9%		2.0%	
均等割額	2万3100円	2万3700円	8000円	8200円	9400円	9600円
平等割額	1万6200円	1万6600円	5400円	5500円	4800円	4900円
賦課限度額(年間)	51万円		14万円	16万円	12万円	14万円

税率等を改正しました

高齢受給者証更新のお知らせ  
 国保に加入している70歳以上75歳未満の人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬にお届けします。  
 お手元に「高齢受給者証」が届きましたら記載事項を確認し、8月1日から新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。  
 有効期限を過ぎた「高齢受給者証」は、保険課、各地域局、各地域市民センターへ返却をお願いします。  
**外来・入院時の医療費の支払が軽減されます**  
 「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証(軽減内容と対象者は下表参照)を医療機関に提示すれば、経済的な負担を軽減することができます。  
 現在、認定証をお持ちの方は、有効期限が7月末日までですので、引き続き認定証が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。  
 ▼申請場所：保険課、各地域局、各地域市民センター  
 ▼申請に必要なもの：印鑑、国民健康保険被保険者証  
 ※所得状況によって自己負担限度額が変わります。

認定証の種類と内容

認定証の種類	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済みます	70歳未満の人
標準負担額減額認定証	入院時の食事代の標準負担額が減額されます	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済み、食事代の標準負担額が減額されます	70歳以上75歳未満で住民税が非課税世帯の人

医療費を大切に！  
 皆さんが納める国保税は、病気のやがてしたときの医療費に充てられます。医療費が増えれば、給付の費用が増え、国保税の引き上げにつながります。そうしないためにも、日ごろから健康診断を受診するなど、健康づくりに心掛けましょう。

## 8月1日から申請の受け付けを開始します

# 消費税の引き上げに伴う2つの給付金申請のお知らせ

### ■問い合わせ

臨時福祉給付金に関すること 臨時給付金対策室(福祉課生活福祉係) ☎(21)0266  
 子育て世帯臨時特例給付金に関すること 臨時給付金対策室(子ども課子ども支援係) ☎(21)0288

### 臨時福祉給付金

対象者  
**住民税の非課税者**

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円  
年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円

### 子育て世帯臨時特例給付金

対象者  
 1月分の**児童手当の受給者**

※児童手当の所得制限程度以上の方が生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円



平成26年4月から消費税率が8パーセントへ引き上げられたことに対して、社会への影響を緩和するための措置として、市県民税(均等割)が課税されていない人には「臨時福祉給付金」が、児童手当を受けている人には「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。いずれの給付金も、平成26年1月1日において住民登録がされている市町村が申請先となります。

市は、2つの給付金について8月1日(金)から申請を受け付けます。対象となる可能性のある人には7月下旬に市から申請の案内を送付しますので、申請書に必要事項を記入のうえ、11月4日(火)までに、次の方法のいずれかで申請を行ってください。なお、書類が届いた人でも、審査の結果、支給されない場合があります。

**申請期間：8月1日(金)～11月4日(火)**

**申請方法：①同封の返信用封筒による申請書類の郵送**

**②各申請窓口への申請書類の提出(土・日曜日、祝日を除く)**

## 臨時福祉給付金

- ◆申請窓口 市役所受付会場(8月中の会場は分庁舎会議室A)、各地域局、各地域市民センター
- ◆申請書類 申請書、支給対象者全員分の本人確認書類、口座番号が確認できる書類
- ◆支給対象者 平成26年度分(平成25年の収入)の市県民税(均等割)が課税されていない人。  
※ただし、課税されている人に扶養されている人と生活保護を受けている人は除きます。
- ◆支給額 支給対象者(1人)につき、1万円  
※ただし、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金、児童扶養手当・特別障害者手当などの受給者は、5千円の加算となります。

## 子育て世帯臨時特例給付金

- ◆申請窓口 子ども課、各地域局、各地域市民センター
- ◆申請書類 申請書(児童手当受給口座以外での受け取りを希望される場合は、本人確認書類および口座番号確認書類の添付が必要です。)
- ◆支給対象者 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受けている人。  
※ただし、臨時福祉給付金の対象者である人、生活保護を受けている人、平成25年の所得が児童手当の所得制限を上回る人は除きます。
- ◆支給額 対象児童(1人)につき、1万円